

## 愛知県森林審議会議事録

- 1 日時  
令和元年12月24日(火)  
午後1時50分から午後3時00分まで

- 2 場所  
愛知県庁 本庁舎 6階 正庁

- 3 出席者  
(1) 委員 11名  
(2) 愛知県 8名  
(3) 事務局及び事務局補佐 9名

- 4 審議の公開・非公開の別及び傍聴者数

議案	審議の公開・非公開の別	傍聴者数	記者数
第2号議案	公開	—	1
第3号議案	公開	—	1

## 5 議事

<会長>

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。  
今回は、知事からの諮問が2件となっております。

それでは、第2号議案「尾張西三河地域森林計画の変更について」と第3号議案「東三河地域森林計画の変更について」の2件について、県から一括して説明をお願いいたします。

<県>

(「第2号議案」について、資料により説明)  
(「第3号議案」について、資料により説明)

<会長>

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

<委員>

尾張西三河地域森林計画では、森林面積が一年間で58haの減、豊田地区においては、34haの減となっているが、その詳細を教えてください。

<県>

豊田市内において、かなりの件数があり、大きいところでは、工場用地造成で2.37ha減、テストコースで1.49ha減、それ以外にも宅地、道路敷、太陽光発電施設などがあります。

<委員>

もう少し具体的に教えてください。太陽光発電施設と宅地の用地について、件数と面積を教えてください。

<県>

豊田市内で、太陽光発電については、1件で0.35ha。宅地については、65件、道路敷89件です。

<委員>

宅地、道路敷の面積はトータルでどのくらいか。

< 県 >

豊田市とみよし市を合わせた数字ですが、宅地が 9.22ha、道路敷が 11.70ha、工場用地が 11.86ha、太陽光発電施設用地が 0.44ha、合わせて 33.22ha、その他に、農用地が 2.45ha、墓地が 2.23ha で、全て合わせて 37.90ha です。

< 委員 >

東三河地域森林計画において、面積が 3.2ha 減少しており、新城市で 1.6ha 減とありますが、その詳細を教えてください。

< 県 >

新城市内において、宅地が 1 件 0.9ha、道路敷が 1 件 0.09ha、太陽光発電施設用地が 4 件 1.4ha で、合わせて 6 件で、1.59ha です。

< 委員 >

この審議会では、太陽光発電施設の用地とすることの適否までは審議しないということでしょうか。

< 会長 >

そうです。

< 県 >

補足説明させていただきます。県では、地域森林計画の対象とする区域について把握をしており、その区域に異動があった場合に、変更します。市町村に提出された伐採届、その他、林地開発許可等の情報を基に、森林が転用されたのか、逆に新たに森林となったところについても現状を確認した上で区域面積の増減に反映させています。

< 委員 >

森林計画制度について質問させていただきます。これは、数量的な目標ということではなく、それぞれの地域から上がってきた変更内容について追認するというものでしょうか。

< 県 >

5 年に一回の地域森林計画の樹立の際には、対象となる区域を示し、その中で伐採の計画量や、造林の計画量を全国森林計画に即して定めます。

今回は変更ですので、変更した区域と林道の計画量だけを記載しています。

<委員>

今回は区域の変更があったから変更になったものであり、当初計画を作るときには、伐採や造林についての計画が入っているということによろしいでしょうか。

<県>

そのとおりです。

<委員>

森林所有者は5年ごと、市町村ないし県は10年ごと、国は15年ごととタイムラグがありますが、その辺りは調整されているのでしょうか。尾張西三河と東三河で2年ずれていることについてはどうお考えなのでしょうか。

<県>

地域森林計画は、全国森林計画に即して5年ごと10年の計画を立てます。全国森林計画に即し、その内容を踏まえて立てるものであり、流域毎で計画を立てます。タイミングは決められておらず、計画期間が全国森林計画より5年短いため、どのようなタイミングでも全国森林計画に即して計画を立てることができます。

市町村は、地域森林計画に適合する形で、市町村森林整備計画を県の森林計画と同じタイミングで立てます。また、森林所有者は、市町村森林整備計画に適合して森林経営計画を立てることになります。

尾張西三河地域森林計画、東三河地域森林計画の計画期間につきましては、樹立において、県内の森林状況を調査する必要があるため、その事務が同時期に集中しないようにしています。

<委員>

計画の優先順位は全国森林計画が最優先で、それに合わせて各都道府県が追隨して、県の計画ができたらし市町村がそれに合わせて計画を作成するというトップダウンなのでしょうか。

<県>

基本的には全国の計画量に基づき、それぞれに計画量が割り当てられます。

<委員>

全国森林計画のスタートはいつなののでしょうか。

<県>

全国森林計画が2018年度に策定されており、その前に樹立した地域森林計画につきましては、全国森林計画に合わせる形で変更しています。

<委員>

2018年度から制度が変わったということでしょうか。

<県>

制度が変わったのではなく、計画期間が再スタートしたものです。国も5年毎に15年の計画を継続して立てています。2018年度に策定された計画の前には、2013年度に策定した2014年度からの15年計画があり、5年前の2013年度にも2018年度と同じ作業が行われています。

<委員>

国の今の15年計画が一つのスパンということですが、その15年計画の一番のスタート時点はいつからなのでしょう。

<県>

スタート時点は2019年からになります。15年終わってから次の計画を立てるのではなく、5年ごとに15年の計画を立てます。

地域森林計画は、国の計画に合わせて新たな計画を立てるのではなく、変更で対応します。

<会長>

例えば、尾張西三河地域森林計画は、2018年度からスタートしていますが、その途中で国の計画が策定されたため、大幅な変更が2019年にあったということです。

<委員>

最近、街中に空き地・空き家が増えている中で、あえて森林の方へ宅地を増やしていくというのは、どういった計画なのでしょう。また、それについて、どのように考えているのでしょうか。

<県>

森林所有者の意向で宅地にされているものであり、特に規制しようという考えはございませんし、宅地を増やすという計画でもございません。計画の対象となる区域を把握しております。森林法においては、伐採する30日前までに市町村に伐採届を提出していただきます。それを基にして、現況把握を行って

います。ただし、1haを超える開発を行う場合には、林地開発許可が必要となり、基準に適合したものを許可する制度となっています。

<委員>

今回の宅地は小規模なものなのでしょうか。

<県>

小規模なものが多いですが、緑区においては、2.31haの宅地開発もあります。

<委員>

林道の「改良」というのは、延長したという意味なのでしょうか。それとも林道自体を何らかの形で改変したという意味なのでしょうか。

<県>

法面崩壊や路肩が荒れたところの補修や復旧作業を「改良」というメニューで行っております。

<委員>

太陽光発電については、FITの関係で蓄電の方向に変わってきています。どういう目的、どういう条件でやられているのでしょうか。

また、災害時の漏電などについての責任については、業者に対して指導しているのでしょうか。

<県>

提出された伐採届を元に、森林が森林以外の用途になることについては把握しております。森林でなくなった後に、太陽光発電がどういった内容でやられるかということにつきましては、森林法の範疇でございませんので、把握しておりません。

<会長>

森林審議会の性格上、どこまで立ち入ることができるのか、特に、今問題となっています太陽光発電については、森林に関わる部分についてだけ森林法に則っていれば、許可されてしまいます。

もっと根本的なところを変えなければ、この場で審議することは難しく、問題だとは思いますが、今すぐ変わるものではないので、今のような説明となります。

<委員>

国によりダムが建設される予定の区域について、約 300ha が水没する予定ですが、この区域については、いつ森林区域から外されるのでしょうか。

<県>

随時除外するのではなく、国の用地取得がすべて完了した段階で地域森林計画対象森林から除外する予定です。

<会長>

それでは、おおかた御質問、御意見も出たようですので、第 2 号議案及び第 3 号議案は、原案のとおり了承することとして異議ございませんでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<会長>

ありがとうございます。

それでは原案のとおり了承することとさせていただきます。

ただいまの議案 2 件の審議結果につきまして、知事への答申を決めたいと存じますので、事務局の方で原案ございましたら、御提示いただければと思います。

<事務局>

(答申案を配付)

<会長>

それでは答申案を事務局の方から御説明ください。

よろしく願いいたします。

<事務局>

(答申案を読み上げ)

<会長>

ありがとうございました。

ただいまの本件の答申案につきまして、御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<会長>

それでは示された案のとおり答申したいと思います。よろしいでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<会長>

ありがとうございます。それでは示された案のとおりとして、本日付けで後ほど答申書を提出させていただきます。